

(1) 姨捨伝説の和歌

大和物語は、作者は定かではないが、平安時代の西暦900年頃に成立した。200個弱の物語の寄集めであり、物語の1つに姨捨伝説がある。

信濃国の更科に男が住んでいた。年老いたおばとともに暮らしていた。男の妻はこのおばを憎み、深い山におばを捨てて来いと男に迫った。月の明かるい夜に、おばをだまして山に連れて行き、置き去りにした。だが、家に帰った男は後悔し、和歌を詠み、おばを迎えに行った。

我が心慰め兼ねつ

更級や姨捨山に照る月を見て

概ねではあるが、信濃国は現在の長野県の領域、更科は現在の千曲市の千曲川以西の領域である。姨捨山は冠着山である。JR篠ノ井線に姨捨駅があり、周辺は月の名所である。姨捨山に照る月を見ておばを思い出す。だから、男は悲しい。

この和歌は古今和歌集にも記載されている。詠み人知らず、題知らずと記述され、詞書も無い。古今和歌集の記述からは、この和歌と姨捨伝説の関連は読み取れない。

(2) 和歌の改変の伝説

江戸時代の西暦1800年頃に書かれた本に記載されている伝説がある。伝説の僧の名前が本によって、板津不守一、板花喜津一、塙保己一と記され定かではないが、いずれも検校の肩書きがあるので、盲目の僧であった。

盲目の旅の僧が更科を訪れた。僧が和歌を詠んだ。

我が心慰めかねつ

更級や姨捨山に照る月を見て

大和物語の男の和歌と盲目の旅の僧の和歌は外見は良く似ている。31文字のうち、違いは最後の仮名1文字で、それも「て」と「で」であり、濁点の有無だけが異なっている。良く似ているが、和歌の意味が全く異なる。「て」が順接の接続助詞であるのに対して、「で」は打消の接続助詞である。僧は更科を訪れたのに、物語を十分には鑑賞できない。僧は盲目で、肝心の姨捨山に照る月が見えない。だから、僧は悲しい。

(4) 草子洗小町の伝説

草子洗小町は、能の演目の一つである。能は世阿弥によって大成されたので、西暦1400年頃に作られたと思われる。この話に登場する小野小町、大伴黒主、紀貫之、壬生忠岑、凡河内躬恒は実在の人物で、生没年は定かではないが、西暦900年

頃の人である。しかし、この話に相当する史実は無いらしい。伝説である。

天皇が臨席して歌合が行われた。大伴黒主は、小野小町に勝ち目がないと考えた。歌合の前日、小野小町の邸に忍び込み、明日のために詠んだ歌を盗み聞きした。その歌を万葉集の草子に書き足した。歌合の当日、小野小町の歌が詠み上げられる。大伴黒主は「その歌は既存の古歌である。」と言い、証拠として草子を見せた。小野小町は黒主が書き足したと見破り、許しを得て水で草子を洗う。新しい墨だけが洗い流され、書き足した歌が消える。悪事が露見した黒主は自害しようとする。小野小町はそれを取りなして、祝言の舞を舞う。

(5) 著作権の評価

大和物語の男の和歌と盲目の旅の僧の和歌の伝説は、引用と改変に対する日本における認識を示している。時間的には明らかに男の和歌が僧の和歌より古い。伝統的な日本の認識では、僧は盗作していない。引用しつつ巧みに改変したと認識された。外見が良く似ていながら、意味が全く異なる表現を創作したことが評価される。

和歌には景色の美しさ、景色の移り変わり、人の愛情、楽しみ、悲しみなどの作者の心情が表現されている。自分の心情を表現するのに適切な和歌を、先人の詠んだ和歌から選び出して詠む事は盗作とは言わない。引用した旨を明示しなくとも引用と認識される。先人の詠んだ和歌を改変して、自分の心情を表現しても良い。聴衆や読者が先人の和歌を良く知っており、発表者の創作と誤解する可能性が無い場合には、引用した旨を明示する必要は無い。引用した旨を明示するのは、むしろ、野暮に当たる。近年、著作権についてうるさく言うのは、聴衆や読者が先人の著作物を良く知らず、発表者の創作と誤解する可能性が高いからであると思われる。聴衆や読者が先人の和歌を良く知らず、発表者の創作と誤解する可能性が高い場合には、引用した旨を明示しなければならない。

日本の伝統的な認識においても、先人の和歌を自分の創作であると明示して詠む事は悪い事と認識されていた。草子洗小町の伝説がその事を示している。歌合においては自分が創作した和歌を詠む約束だった。歌合で詠んだ和歌は、自分が創作した和歌であると、明示した事になった。日本の伝統的な認識においても、著作権は評価されていた。自分の創作であると明示せず先人の和歌を詠む事は、引用であると認識されていた。